

税制改正に関する提言



去る9月18日開催の公益財団法人全国法人会総連合の理事会において「令和2年度税制改正に関する提言」が下記のとおり決議された。

はじめに

我が国経済は企業収益に陰りが見えるなど、景気の減速懸念がにわかに強まっている。円安・株高などをもたらした異次元の大規模金融緩和の効果が期待できなくなったうえ、米国と中国の通商摩擦によるマイナス影響が我が国でも顕在化してきたからである。

アベノミクスが“一丁目一番地”と位置付けた規制改革を中心とした成長戦略に本腰を入れていれば、こうした外的ショックにも強い自律的好循環に移行していたであろう。しかも、長期にわたる安倍晋三政権の宿願であるデフレ脱却もできず、異次元緩和の出口戦略の議論にさえ入れていない。極めて残念である。

国家的課題である財政健全化に至っては、後退に後退を重ねてきた。社会保障の恒久的安定財源である消費税の税率10%への引き上げは本年10月に実現の運びとなったが、これは当初予定より4年遅れである。かつ、増税による景気変動の抑制を目的とした増税増上回る財政措置についても過剰な対策との批判が高まっている。

こうした政策はひとえに財政規律が毀損された結果といえよう。すでに社会保障4経費に限定されていた消費税の使途は教育無償化にも拡大され、「社会保障と税の一体改革」の理念は大きく失われている。基礎的財政収支（プライマリーバランス＝PB）の黒字化目標も2025年度へ大幅に先送りされたままである。

海外経済面では指摘した米中の対立が安全保障の側面も有する摩擦にまで発展しているほか、トランプ米大統領の保護主義政策が我が国をも対象とするなど予断を許さない状況となっている。

こうしたことにより景気の減速が顕著になれば、地域経済と雇用の担い手である中小企業も厳しい局面に立たされる。政府は「令和」という新しい時代を迎えた今こそ、成長戦略と税財政改革に不退転の決意で取り組まねばならない。

令和2年度税制改正スローガン

- 経済の再生と財政健全化を目指し、歳出・歳入の一体的改革を！
- 適正な負担と給付の重点化・効率化で、持続可能な社会保障制度の確立を！
- 中小企業は日本経済の礎。活力向上のための税制措置拡充を！
- 中小企業にとって事業承継は重要な課題。本格的な事業承継税制の創設を！



税目別の具体的課題

1. 法人税関係

(1) 役員給与の損金算入の拡充

①役員給与は原則損金算入とすべき

現行制度では、役員給与の損金算入の取り扱いが限定されており、とくに報酬等の改定には厳しい制約が課せられている。役員給与は、本来、職務執行の対価であり、原則損金算入できるよう見直すべきである。

②同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき

経営者の経営意欲を高め、企業に活力を与える観点から、同族会社における役員の業績連動給与についても、一定の要件のもと、損金処理を認めるべきである。

(2) 交際費課税の適用期限の延長

交際費課税の特例措置については、適用期限が令和2年3月末日までとなっていることから、その延長を求める。

(3) 公益法人課税

公益法人課税のあり方については、民間非営利部門の活動の健全な発展を促進するという公益法人制度改革の趣旨を踏まえ、慎重に検討を行うべきである。

2. 所得税関係

(1) 所得税のあり方

①基幹税としての財源調達機能の回復



所得税は重要な基幹税の一つであるが、各種控除の拡大などにより空洞化が指摘されている。基幹税としての財源調達機能を回復するためにも、所得税は国民が能力に応じて適正に負担すべきである。

②各種控除制度の見直し

各種控除は、社会構造変化に対応して合理的なものに見直す必要がある。とくに、人的控除については累次の改正の影響を見極めながら、適正化を図るべきである。

③個人住民税の均等割

地方税である個人住民税の均等割についても、応益負担原則の観点から適正水準とすべきである。

(2) 少子化対策

少子化対策は、保育所の充実など本来的には国及び地方自治体が財政・行政面で総合的な施策を講じることが肝要であり、子育て支援等の税制上の支援措置はその一環として検討すべきである。

3. 相続税・贈与税関係

(1) 相続税の負担率はすでに先進主要国並みであることから、これ以上の課税強化は行うべきではない。

(2) 贈与税は経済の活性化に資するよう見直すべきである。

- ①贈与税の基礎控除を引き上げる。
- ②相続時精算課税制度の特別控除額(2,500万円)を引き上げる。



4. 地方税関係

(1) 固定資産税の抜本的見直し

地価は三大都市圏や地方中核都市だけでなく、全国ベースでも上昇傾向を示しており、固定資産税のさらなる負担増が懸念されている。このため、都市計画税と合せて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。

また、固定資産税は賦課課税方式であり、納税者自らが申告するものではないことから、制度に対する不信感も一部見受けられる。地方自治体は、税の信頼性を高めるための努力が必要である。

- ①商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。
- ②家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。
- ③償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産(30万円)にまで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とすること。また、将来的には廃止も検討すべきである。
- ④固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。
- ⑤国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。

(2) 事業所税の廃止

市町村合併の進行により課税主体が拡大するケースも目立つ。事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべきである。

(3) 超過課税

住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象としているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体も多い。課税の公平を欠く安易な課税は行うべきでない。

(4) 法定外目的税

法定外目的税は、税の公平性・中立性に反することのないよう配慮するとともに、税収確保のために法人企業に対して安易な課税は行うべきではない。

5. その他

(1) 配当に対する二重課税の見直し

配当については、現行の配当控除制度で法人税と所得税の二重課税の調整が行われているものの不十分であり、さらなる見直しが必要である。

(2) 電子申告

国税電子申告(e-Tax)の利用件数は年々拡大してきているが、さらなる促進を図る観点から、制度の一層の利便性向上と、地方税の電子申告(eLTAX)とのシステム連携を図る必要がある。

